

2022年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区明石町6番4号

株 式 会 社 ア ズ ジェ ン ト

代表取締役社長 杉 本 隆 洋

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に変えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただくか、同期限までにインターネットによる議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じてまいりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座三丁目9番11号
紙パルプ会館 フェニックスプラザ
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項 第25期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第 1 号 議 案 定款一部変更の件
 - 第 2 号 議 案 取締役4名選任の件
 - 第 3 号 議 案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.asgent.co.jp/>）に掲載させていただきます。



# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

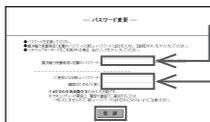
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部  
インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が断続的に発生し、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出されるなど、先行きの不透明な状況が続きました。ワクチン接種が進む中で消費マインドに持ち直しの兆しが見られるものの、一方で変異株への感染リスクに対する警戒感もあり、依然として予断を許さない状況が続いております。

サイバーセキュリティ業界においては、コロナ禍を通じ進展しているテレワーク等働き方の変化やDXの進展に伴い、サイバーリスクの及ぶ範囲は大幅に拡大しており、その被害も個人・法人を問わず拡大を続けています。例えば、海外では2021年5月には米国大手石油パイプライン企業がランサムウェア攻撃によって操業を一時停止する事態となり、米国運輸省が燃料輸送に関する緊急措置の導入を宣言することが大きく報道されました。また、国内でも、2022年3月に大手自動車メーカーの取引先企業がランサムウェアに感染したことを契機として、メーカーの国内全14工場28ラインの稼働が一時停止する事態となりました。こうしたことから、サイバーセキュリティ対策は国民生活や社会経済活動にとって益々重要な課題となっております。

このような環境の下、当社は、中長期的な成長を図るべく、次代を先取りしたオンリーワン商品の投入と、当社セキュリティ・ノウハウを組み合わせたハイブリッド型サービスビジネスを加速させると共に、これまで培ってきたイスラエルとのコネクションを生かした投資育成事業を推進させることに注力しております。また、公共やエンタープライズ向けのITセキュリティ分野に加え、全く新しい市場が立ち上がるIoT及びコネクテッドカー分野を含めたセキュリティ市場を対象に、グローバルな新潮流を体現した独自のポジショニングの確立を図ります。その上で、経営スローガンである「One Step Ahead of the Game ～ その一手先～」を掲げて、経営理念を軸とした理念経営を推進していくことで、中長期的な成長基盤を築きます。

当事業年度における主な活動内容としては、DXやテレワークの進展により、ゼロトラストモデルの実現等、新たなセキュリティニーズへの対応を強化するために、取扱商品の販売活動に注力いたしました。オンラインセミナーではリモートワークにおけるセキュリティの在り方とその対策としてCheck Point社エンドポイ

ントソリューション等について紹介いたしました。例えば、取扱商品の一つである「Harmony Endpoint」はランサムウェア対策ソリューションとして暗号化されたデータを安全にリカバリする機能を有しており、VOTIRO、IRONSCALESといった当社が取扱う他製品と組み合わせることで更なる効果が期待できますので、継続的に販売活動に注力してまいります。こうした販売活動の成果の一つとして、「Check Point Partner Xchange 2022」（2022年2月26日開催）において、最も売上に貢献したディストリビュータとして「Distributor of the year」を受賞いたしました。また、当社が取扱う自治体向けファイル無害化ソリューション「VOTIRO Disarmer」がメール無害化/ファイル無害化市場において4年連続国内シェアNo. 1を獲得したことも成果の一つとして上げられます。さらに、当社のIoT及びコネクテッドカーセキュリティのパートナーであるKaramba社については、国内IoT機器メーカーとセキュリティ強化を図るためXGuard Protectのライセンス契約を締結する等、徐々に成果が出始めております。その他複数のプロジェクトにおいてもコロナ禍の影響による交渉遅延が生じてはいるものの、概ね各プロジェクトとも進展しております。

業績につきましては、引き続き緊急事態宣言に伴う経済停滞の影響を受けており、当社商品やサービスの販売チャンネルにおいてシステム構築や納入の遅延が一部で生じたものの、上述の地方自治体向けファイル無害化ソリューション「VOTIRO Disarmer」のリプレイス需要取込が堅調に推移いたしました。その他、Check Point関連での大型案件受注などもあり、売上高は3,167百万円（前年同期は2,795千円）となりました。一方、コストにつきましては、新型コロナウイルス対策として在宅勤務を推進していることやデジタルマーケティングによる販促活動が効率的に実施できたことにより、営業活動関連経費が抑制されたことで販売費及び一般管理費1,099百万円（前年同期は1,202千円）となりました。さらに、投資育成事業では当社がリミテッドパートナーとして参加しているインキュベータにおいて、出資しているイスラエルのサイバーセキュリティ関連スタートアップ企業の買収が複数案件確定したことにより、当社への配当として58百万円の運用益を計上いたしました。その結果、各段階利益につきましては、営業利益23百万円（前年同期は52百万円の営業損失）、経常利益78百万円（前年同期は38百万円の経常損失）、当期純利益76百万円（前年同期は51百万円の当期純損失）となり、通期で黒字転換を達成いたしました。

なお、当社では事業セグメントをネットワークセキュリティ事業のみとしております。

## (2) 重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

### (3) 重要な資金調達の様況

該当事項はありません。

### (4) 財産及び損益の様況の推移

(単位：千円)

| 区分                   | 第22期<br>(自2018年4月1日<br>至2019年3月31日) | 第23期<br>(自2019年4月1日<br>至2020年3月31日) | 第24期<br>(自2020年4月1日<br>至2021年3月31日) | 第25期<br>(自2021年4月1日<br>至2022年3月31日) |
|----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 売上高                  | 3,024,052                           | 3,126,010                           | 2,795,125                           | 3,167,889                           |
| 経常利益又は経常損失(△)        | △122,890                            | 61,970                              | △38,472                             | 78,941                              |
| 当期純利益又は当期純損失(△)      | △121,548                            | 45,665                              | △51,708                             | 76,557                              |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) | △31円85銭                             | 11円96銭                              | △13円55銭                             | 20円06銭                              |
| 総資産                  | 2,261,482                           | 2,403,396                           | 2,190,316                           | 2,525,749                           |
| 純資産                  | 1,500,274                           | 1,542,836                           | 1,493,905                           | 1,354,288                           |
| 1株当たり純資産額            | 393円19銭                             | 404円35銭                             | 391円52銭                             | 354円93銭                             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均株式数によって算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数によって算出しております。
3. 第25期の様況については、前記「(1) 当事業年度の事業の様況」のとおりであります。
4. 第25期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。

### (5) 重要な親会社及び子会社の様況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の様況  
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の様況  
該当事項はありません。

### (6) 重要な企業結合等の様況

該当事項はありません。

### (7) 対処すべき課題

サイバーセキュリティを取り巻く環境は、コロナ禍を通じ進展しているテレワーク等働き方の変化やDXの進展に伴い、サイバーリスクの及ぶ範囲は大幅に拡大しており、その被害も個人・法人を問わず数多く報道されるなど、サイバーリスクが日増しに増大していると言える様況です。このことは、セキュリティニーズ

にも変化をもたらしており、従来のオンプレ型対策だけではなく、クラウド型対策やゼロトラストモデルも考慮することの必要性が高まる等、その変化に対応可能なソリューションが求められております。

当社は、中長期的な成長を実現するため、次代を先取りしたオンリーワン商品の投入と、当社セキュリティ・ノウハウを組み合わせたハイブリッド型サービスビジネスを加速させると共に、これまで培ってきたイスラエルとのコネクションを活かした投資育成事業の推進に取り組んでおります。この方針を踏まえ、具体的な課題を以下に記します。

プロダクトビジネスの課題としては、従来のオンプレ型セキュリティ対策に加え、クラウド型セキュリティ対策やゼロトラストモデルの実現に向けた当社ソリューションの対応強化が必要です。既に、エンドポイント保護やモバイルデバイス保護といった機能を提供するCheck Point社のSASEソリューションであるHarmonyシリーズを展開しておりますが、更なる商品の強化が必要です。また、最近被害が急増しているランサムウェア対策ソリューションとして、前述のHarmonyを軸に、VOTIROやIRONSCALESを組み合わせることで顧客へのアプローチを強化しておりますが、これだけに止まらずニーズの高い脅威対策のソリューション強化や、クラウド型ソリューションに強みを持つ販売代理店の新規獲得を進めていくことで、売上の伸長を図ります。

サービスビジネスの課題としては、クラウドやWeb、エンドポイント向けの監視案件のニーズ増加に対応可能なメニュー開発が必要です。これまでの監視対象の拡張を進めると共に、顧客のセキュリティシステムの実装やコンサルティングの強化も図ります。そのためには、従前より進めてきた体制強化及び設備増強についても継続的に取り組んでまいります。

IoTおよびコネクテッドカーセキュリティに関しては、中長期的な市場拡大に備えた取組を継続していくことが必要です。昨今、国内外のエネルギー系インフラがサイバー攻撃を受ける等、IoT分野におけるセキュリティ被害が急増しており、今後IoT分野のセキュリティ市場も大きく伸長することが予想されます。IoTとコネクテッドカー双方において、確実に実績を積み上げていくことが課題となります。

投資育成事業については、現在当社が試験的に進めているイスラエルへの投資では成果が出ております。例えば、初期リミテッドパートナーとして参加しているTeam8の当事業年度末に置ける実現・未実現を含めた評価額は投資金額の8倍超となっております。今後は、投資育成事業の展開をより強化し、投資そのものによる収益貢献を図ると共に、セキュリティ事業とのシナジー効果を向上させてまいります。

人人体制については、中長期的な成長を見据えた増強が不可欠です。事業拡大を進めるためにも、即戦力として外部からの経験者採用を継続的に進めていく必

要がありますが、IT業界全体におけるセキュリティ人材不足がより深刻度を増しており、若手の採用と教育も同時並行で積極的に進めていくことで将来に備えます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

**(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)**

○ソフトウェア、アプライアンスの間接販売

(取扱商品)

Check Point社 Security Appliances、CloudGuard 他

VOTIRO社 Disarmer

HelpSymstems社 DAMBALLA Network Insight、Core Impact

Karamba Security社 XGuard Integrity、Total IoT Security

Orangesoft社 BRODIAEA safeAttach

Micro Focus社 SiteScope、Operations Manager他

日立ソリューションズ社 NetInsight II FirewallSuite

Broadcom社 Web Isolation

Digital.ai社 Arxan Technologies

IRONSCALES社 IRONSCALES

M@gicPolicyCoSMO

○セキュリティサービス

内部、公開システム向けサービス

ワイヤレスセキュリティサービス

クラウド向けセキュリティサービス

内部システム向けセキュリティサービス

公関係システム向けセキュリティサービス

情報セキュリティコンサルティング

セキュリティ監査・調査

**(9) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)**

本社：東京都中央区明石町6番4号

**(10) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)**

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 95 (32) 名 | △1 (6) 名  | 40.7歳 | 8年10ヶ月 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に2022年3月31日時点の人員を外数で記載しております。

### (11) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 額     |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 100,000千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 100,000千円 |

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

### (12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,680,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,815,596株  
(自己株式138株を除く)
- (3) 株主数 2,744名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------|------------|---------|
| 株式会社アズウェルマネジメント      | 1,766,100株 | 46.2%   |
| 杉 本 隆 洋              | 112,300    | 2.9     |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社      | 101,500    | 2.6     |
| 会 田 研 二              | 100,000    | 2.6     |
| 株式会社オービックビジネスコンサルタント | 63,600     | 1.6     |
| 渡 辺 正 博              | 54,500     | 1.4     |
| 松 井 証 券 株 式 会 社      | 35,500     | 0.9     |
| 井 上 純 孝              | 31,600     | 0.8     |
| 小 西 弦                | 30,200     | 0.7     |
| 吉 田 勝 義              | 26,000     | 0.6     |

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                            |
|----------|-------|-----------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 杉本隆洋  |                                         |
| 代表取締役常務  | 葛城岳典  | 経営企画本部長                                 |
| 取締役      | 杉山卓也  | プロダクト本部長                                |
| 取締役      | 三森裕   |                                         |
| 常勤監査役    | 宮野尾幸裕 | 株式会社エスペランス代表取締役                         |
| 監査役      | 鈴木一郎  | 株式会社ビーイーエル代表取締役、<br>公認会計士・税理士 鈴木一郎事務所代表 |
| 監査役      | 塩谷一郎  |                                         |

- (注) 1. 取締役三森裕氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
2. 監査役宮野尾幸裕氏、監査役鈴木一郎氏及び監査役塩谷一郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役宮野尾幸裕氏及び監査役鈴木一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保

険により、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。保険料は当社が全額負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の方法について、2021年2月18日開催の取締役会において決議いたしました。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬および譲渡制限付株式報酬により構成されます。

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、額もしくは数またはその算定方法および付与する時期については役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

種類別の報酬割合については、役位、職責に応じて他社水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2000年6月28日開催の第3回定時株主総会において年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2017年6月27日開催の第20回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、1997年11月10日開催の臨時株主総会において年額

20,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

### ③ 取締役の個人別の報酬に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。なお、譲渡制限付株式は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

当事業年度においては、代表取締役社長 杉本隆洋に個人別の報酬の決定を委任しております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |             |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------|-------|-----------------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 75,264<br>(5,004) | 75,264<br>(5,004) | —           | —     | 4<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 6,000<br>(6,000)  | 6,000<br>(6,000)  | —           | —     | 3<br>(3)              |

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 主要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・ 監査役宮野尾幸裕氏は、株式会社エスペランスの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社エスペランスとの間には、特別な関係はありません。
- ・ 監査役鈴木一郎氏は、株式会社ビーイーエルの代表取締役及び公認会計士・税理士 鈴木一郎事務所の代表を兼務しております。  
なお、当社と株式会社ビーイーエルとの間には特別な関係はありませんが、公認会計士・税理士 鈴木一郎事務所とは税務に関する業務契約書に基づく取引関係があります。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名    | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 三森 裕   | <p>当事業年度開催の取締役会13回のうち13回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は主に事業法人の社長としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたところ、業務遂行を行う経営陣から独立した客観的立場にて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言・助言を行っていただいております。</p>                                                                                                                     |
| 監査役 | 宮野尾 幸裕 | <p>当事業年度開催の取締役会13回のうち13回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会13回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>なお、同氏は会計に関しての豊富な経験・実績・見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたところ、主に公認会計士の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただいております。また、監査役会において、当社の財務・税務全般並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っていただいております。</p> |
| 監査役 | 鈴木 一郎  | <p>当事業年度開催の取締役会13回のうち13回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会13回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>なお、同氏は会計に関しての豊富な経験・実績・見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたところ、主に公認会計士の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただいております。また、監査役会において、当社の財務・税務全般並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っていただいております。</p> |
| 監査役 | 塩谷 一郎  | <p>当事業年度開催の取締役会13回のうち13回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会13回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>同氏は主に事業法人の取締役としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたところ、主に法令順守の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただいております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っていただいております。</p>           |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

仰星監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 報酬等の額

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 21,360千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,360千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各種法令及び定款に遵守した適切な職務の執行を確保するため、取締役会及び担当部門は「コンプライアンスの手引き」に準じ、ガイドラインの配布、啓蒙教育等を通じて、全社的なコンプライアンス体制の構築、推進を行うこととする。これとともに「公益通報に関する取り扱い基準」を整備することで、従業員等からの通報、相談窓口を設け、不正行為の早期発見と是正を行う体制を強化する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従って行い、取締役は常時これを閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、リスク管理担当役員を任命し、各種規程の整備及び社内教育を通じた全社的な運用の徹底を図る。特に、情報資産の保護を行う組織として、情報セキュリティ委員会の組織化及び関連諸規程の整備、運用によって、当該資産の適正な保護及び維持を行うこととする。また、地震や風水害、戦争等の外部環境リスクが顕在化した場合は、代表取締役が責任者となる対策本部を設置、リスク管理担当役員の指示、監督の下、経営企画部が必要な対策を講じる。

発生した事故、事件については、原因の究明及び対応過程の検討を通じて、再発防止及び将来における被害最小化を図るものとする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うため、定時取締役会については毎月一度開催することとする。会社経営に重要な影響を与える事項が突発的に発生した場合は、必要に応じ、臨時取締役会を招集する。なお、取締役会での決議事項の執行は各取締役の監督の下、「業務規程」及び「職務分掌規程」に従った命令系統に基づいてなされる。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が監査補助のために、補助者を求めた場合は、監査役会の選任の下で補助者を置くことができるものとする。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人は補助者としての立場にある期間中は監査役の指揮命令によるのみ業務を遂行するものとし、当該補助者の人事評価、異動及び懲戒は監査役会によって、事前に承認を得なければならない。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の財務業績、保有資産及び社会的責任に大きな損害を与える行為を発見または予期した取締役及び使用人は監査役に報告を行うこととし、監査役会は定期的な開催のみならず、必要に応じ、臨時に招集するものとする。また、監査役の監査は、「監査役監査規程」に準拠して行う。

- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する事項

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を貫く。

経営企画部が対応部門となり、情報の集約化を図るとともに、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスの手引書」等を使った社内教育において意識徹底を図る。

また、反社会的勢力への対抗にあたっては、顧問弁護士や所轄警察署等の社外専門組織との連携に努め、全社をあげて毅然とした態度で対応する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

## ② コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育・説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

## ③ リスク管理体制

コンプライアンス検討会において、各部室から報告されたリスクのレビューを実施するとともに、当該リスクの管理状況についても情報共有に努めました。

## ④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

### ① 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、収益性の向上と経営基盤の強化に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当の継続を基本方針としております。

そのような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、財務体質の強化と今後成長が見込める事業分野への投資・設備投資・研究開発などに必要な内部留保の充実及び当社を取り巻く経営環境、財務状況等を総合的に勘案し実施することとしております。

### ② 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する継続的な利益還元を経営の重要施策のひとつと位置付けております。当事業年度におきましては黒字転換を達成したものの、収益認識会計基準を当事業年度の期初から適用したことで、利益剰余金の当期首残高を228百万円減少させる処理をいたしました。その影響もあり、誠に遺憾ながら、配当を見送らせていただくことといたしました。

### ③ その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |                    | 負 債 の 部           |                    |
|---------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 科 目           | 金 額                | 科 目               | 金 額                |
| <b>【流動資産】</b> | <b>【2,032,499】</b> | <b>【流動負債】</b>     | <b>【1,050,284】</b> |
| 現金及び預金        | 993,772            | 買掛金               | 408,899            |
| 売掛金           | 610,600            | 短期借入金             | 200,000            |
| 商品及び製品        | 332,641            | 未払金               | 99,830             |
| 仕掛品           | 5,762              | 未払費用              | 33,639             |
| 貯蔵品           | 9                  | 未払法人税等            | 9,487              |
| 前渡金           | 36,421             | 未払消費税等            | 5,354              |
| 前払費用          | 36,420             | 前受金               | 233,211            |
| その他           | 16,890             | 預り金               | 5,833              |
| 貸倒引当金         | △20                | 賞与引当金             | 54,027             |
| <b>【固定資産】</b> | <b>【493,249】</b>   | <b>【固定負債】</b>     | <b>【121,176】</b>   |
| (有形固定資産)      | (192,465)          | 退職給付引当金           | 121,176            |
| 建物            | 25,944             | <b>負債の部合計</b>     | <b>1,171,461</b>   |
| 工具器具備品        | 164,666            | <b>純資産の部</b>      |                    |
| 土地            | 1,854              | <b>【株主資本】</b>     | <b>【1,345,332】</b> |
| (無形固定資産)      | (18,683)           | 資本金               | 771,110            |
| ソフトウェア        | 18,683             | 資本剰余金             | 705,200            |
| (投資その他の資産)    | (282,100)          | 資本準備金             | 705,200            |
| 投資有価証券        | 166,623            | 利益剰余金             | △130,607           |
| 敷金            | 39,630             | その他利益剰余金          | △130,607           |
| 長期前払費用        | 1,716              | 繰越利益剰余金           | △130,607           |
| 繰延税金資産        | 28,838             | 自己株式              | △369               |
| 会員権           | 28,490             | <b>【評価・換算差額等】</b> | <b>【8,955】</b>     |
| その他           | 16,801             | その他有価証券評価差額金      | 8,955              |
| <b>資産の部合計</b> | <b>2,525,749</b>   | <b>純資産の部合計</b>    | <b>1,354,288</b>   |
|               |                    | <b>負債純資産合計</b>    | <b>2,525,743</b>   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 3,167,889 |
| 売 上 原 価               | 2,045,294 |
| 売 上 総 利 益             | 1,122,595 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 1,099,171 |
| 営 業 利 益               | 23,423    |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 778       |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益     | 58,478    |
| そ の 他                 | 1,735     |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 1,406     |
| 為 替 差 損               | 3,618     |
| そ の 他                 | 450       |
| 経 常 利 益               | 78,941    |
| 特 別 損 失               |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 4,157     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 74,783    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,367     |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △4,141    |
| 当 期 純 利 益             | 76,557    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                  |                                        |                  |         |                |
|-------------------------|---------|-----------|------------------|----------------------------------------|------------------|---------|----------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                  | 利 益 剰 余 金                              |                  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | そ の 他 利 益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |         |                |
| 当 期 首 残 高               | 771,110 | 705,200   | 705,200          | 21,551                                 | 21,551           | △369    | 1,497,491      |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |           |                  | △228,716                               | △228,716         |         | △228,716       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 771,110 | 705,200   | 705,200          | △207,165                               | △207,165         | △369    | 1,268,775      |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                  |                                        |                  |         |                |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                  | 76,557                                 | 76,557           |         | 76,557         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |                  |                                        |                  |         |                |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | —                | 76,557                                 | 76,557           | —       | 76,557         |
| 当 期 末 残 高               | 771,110 | 705,200   | 705,200          | △130,607                               | △130,607         | △369    | 1,345,332      |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純資産合計     |
|-------------------------|----------------------------|------------------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等<br>合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △3,585                     | △3,585                 | 1,493,905 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                            |                        | △228,716  |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | △3,585                     | △3,585                 | 1,265,189 |
| 当 期 変 動 額               |                            |                        |           |
| 当 期 純 利 益               |                            |                        | 76,557    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 12,540                     | 12,540                 | 12,540    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 12,540                     | 12,540                 | 89,098    |
| 当 期 末 残 高               | 8,955                      | 8,955                  | 1,354,288 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

③ 貯蔵品

最終仕入原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、保守契約に供する資産並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 6～39年

工具器具備品 1～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

（ただし、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務相当額を計上しております。  
なお、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社は主としてセキュリティ製品および保守商品の販売とセキュリティサービスの提供を行っております。

セキュリティ製品の販売については、顧客への引渡時点で支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、国内販売については、出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。保守商品のうち、他社が提供する保守商品の販売については、保守期間の開始時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。一方、当社が提供する保守商品の販売については、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、保守期間の経過に伴って収益を認識しております。セキュリティサービスの提供についても、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、契約期間の経過に伴って収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務充足後、概ね3ヶ月以内、あるいは契約条件に従い概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。なお、取引の対価の前払として受領する前受金には、重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は原則として製品および保守商品の出荷時点で収益を認識しておりましたが、他社が提供する保守商品は保守期間の開始時点で、当社が提供する保守商品は保守期間の経過に伴って収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の売上高は132,287千円減少、売上原価は106,273千円減少し、営業利益、経常利益及び当期純利益はそれぞれ26,014千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は228,716千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

投資有成事業に係る有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 166,623千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、イスラエルのセキュリティ関連のスタートアップ企業に対する直接投資およびファンドを通じた間接投資を投資有価証券に計上しています。直接投資については移動平均法による原価法で、間接投資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法で評価しています。

当社は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した市場価格のない投資有価証券について、回復可能性が事業計画等に基づく十分な証拠によって裏付けられる場合には減損処理しません。将来の不確実な経済状況の変動等により、減損処理の要否の判断の基礎とした事業計画等の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類における投資有価証券の減損処理に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,057,980千円

(2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約極度額 600,000千円

借入実行残高 200,000千円

---

差引額 400,000千円

### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 3,815,734株  | 一株         | 一株         | 3,815,734株 |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 138株        | 一株         | 一株         | 138株       |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 当事業年度中に行った剰余金の配当

該当事項はありません。

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

### (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 賞与引当金                 | 16,543千円   |
| 未払社会保険料               | 2,398千円    |
| 未払事業税                 | 2,203千円    |
| 退職給付引当金               | 37,104千円   |
| 保証金償却額                | 2,583千円    |
| 会員権償却額                | 1,485千円    |
| 投資有価証券評価損             | 8,662千円    |
| 税務上の繰越欠損金             | 140,806千円  |
| その他                   | 20,668千円   |
| 繰延税金資産小計              | 232,455千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △140,722千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △58,941千円  |
| 評価性引当額小計              | △199,664千円 |
| 繰延税金資産合計              | 32,791千円   |

繰延税金負債

|              |          |
|--------------|----------|
| その他有価証券評価差額金 | 3,952千円  |
| 繰延税金負債合計     | 3,952千円  |
| 繰延税金資産の純額    | 28,838千円 |

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、借入金の支払利息の金利は変動金利であり、変動リスクに晒されております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、定期的に時価の把握を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等は時価開示の対象としておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

| 区分              | 貸借対照表計上額 |
|-----------------|----------|
| 非上場株式           | 134,256  |
| 投資事業有限責任組合等への出資 | 32,366   |
| 合計              | 166,623  |

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 関連当事者との取引に関する注記

重要性がないため、記載を省略しております。

### 13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                | 売上区分      |            | 合計        |
|----------------|-----------|------------|-----------|
|                | プロダクト     | セキュリティ・プラス |           |
| 一時点で移転される財     | 2,424,283 | 208,460    | 2,632,743 |
| 一定の期間に渡り移転される財 | 135,741   | 399,404    | 535,146   |
| 顧客との契約から生じる収益  | 2,560,024 | 607,865    | 3,167,889 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益を理解するための情報

① 契約負債の残高

期首残高 179,060千円

期末残高 233,211千円

契約負債は、主に、保守サービス契約における顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は130,846千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。

1年内 515,237千円

1年超2年以内 29,773千円

2年超3年以内 16,397千円

3年超 25,759千円

合計 587,168千円

### 14. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 354円93銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 20円06銭

### 15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社アズジェント  
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

|                   |       |   |   |   |
|-------------------|-------|---|---|---|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岩 | 渕 | 誠 |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 宮 | 島 | 章 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アズジェントの2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社アズジェント 監査役会

常勤監査役 宮野尾 幸裕 ㊟

監査役 鈴木 一郎 ㊟

監査役 塩谷 一郎 ㊟

(注) 監査役宮野尾幸裕、監査役鈴木一郎及び監査役塩谷一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の当社の多様な事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                        | 変更案                                              |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                      | 第1章 総則                                           |
| (目的)                                        | (目的)                                             |
| 第2条 当社は以下の事業を営む事を目的とする。                     | 第2条 当社は以下の事業を営む事を目的とする。                          |
| 1. (条文省略)                                   | 1. (現行通り)                                        |
| 2. コンピュータハードウェア、 <u>周辺機器</u> の企画、開発、販売及び輸出入 | 2. コンピュータハードウェア、 <u>その他商品等</u> の企画、開発、製造、販売及び輸出入 |
| 3. ～14. (条文省略)                              | 3. ～14. (現行通り)                                   |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第 14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役4名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役 杉本隆洋、葛城岳典、杉山卓也及び三森裕の4名が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | すぎもと たかひろ<br>杉本隆洋<br>(1957年10月19日生) | 1982年12月 株式会社オービックビジネスコンサルタント入社<br>1988年4月 エー・エス・ティー・リサーチ・ジャパン株式会社代表取締役就任<br>1997年11月 当社設立<br>当社代表取締役社長就任(現任)                                                                                                       | 112,300株   |
| 2     | かつらぎ たけのり<br>葛城岳典<br>(1969年12月3日生)  | 1993年4月 ショーボンド建設株式会社入社<br>2005年11月 当社入社<br>2008年4月 当社経営企画本部部長<br>(人事総務担当)<br>2009年11月 当社執行役員最高財務責任者兼経営企画部長<br>2012年6月 当社取締役最高財務責任者兼経営企画本部長<br>2020年4月 当社代表取締役常務兼経営企画本部長(現任)                                         | 1,000株     |
| 3     | すぎやま たくや<br>杉山卓也<br>(1971年2月4日生)    | 1997年12月 当社入社<br>2003年10月 当社テクニカル・ソリューション部長<br>2005年4月 当社執行役員テクニカル・ソリューション部長<br>2012年6月 当社取締役テクニカル・ソリューション部長<br>2017年11月 当社取締役技術本部長<br>2019年4月 当社取締役プロダクト営業本部長<br>2020年4月 当社取締役プロダクト本部長(現任)                         | 一株         |
| 4     | さんもり ゆたか<br>三森裕<br>(1952年12月3日生)    | 1976年4月 株式会社ヤナセ入社<br>1988年2月 プルデンシャル生命保険株式会社入社<br>1992年7月 同社取締役五反田支社長<br>1998年2月 同社常務取締役営業教育部部長<br>2004年7月 同社代表取締役兼最高執行責任者<br>2007年1月 同社代表取締役最高経営責任者<br>2010年1月 同社代表取締役副会長<br>2013年7月 同社特別顧問<br>2015年6月 当社取締役就任(現任) | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三森 裕氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所の特定期限の独立役員として届け出ております。
3. 三森 裕氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって7年となります。
4. 三森 裕氏は、事業法人の社長としての豊富な経験・実績・見識を有しており、業務遂行を行う経営陣から独立した客観的立場から、当社取締役会において的確な提言・助言をいただくことを期待しております。当社への経営への提言・助言を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献していただくことを理由として社外取締役候補者といたしました。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の取締役に再任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役宮野尾幸裕は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

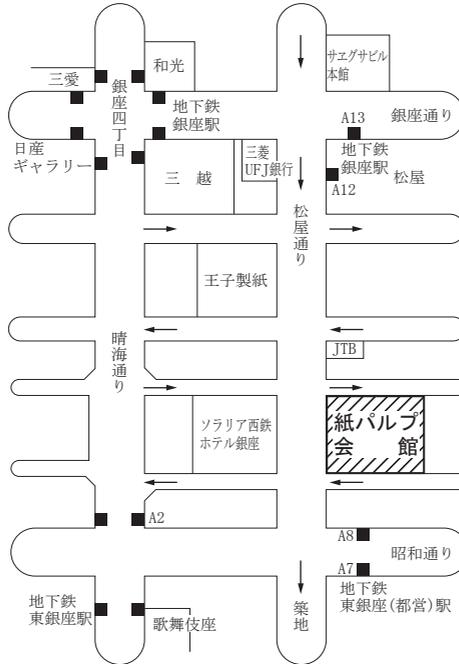
| 氏 名<br>(生年月日)                         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                  | 所有する当社<br>株式の数 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| みやのお ゆきひろ<br>宮野尾 幸 裕<br>(1963年9月17日生) | 1989年10月 朝日監査法人入所<br>1993年7月 公認会計士登録<br>1998年2月 株式会社エスペランス設立<br>代表取締役就任 (現任)<br>2002年6月 当社監査役就任 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社エスペランス代表取締役 | 一株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮野尾幸裕氏は、社外監査役の候補者であります。同氏は、公認会計士の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。
3. 宮野尾幸裕氏の当社の監査役における在任期間は、本株主総会終結の時をもって20年であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。監査役候補者は、当社の監査役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の監査役に再任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る監査役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区銀座三丁目9番11号  
紙パルプ会館 フェニックスプラザ  
(03) 3543 - 8111 (代表)



- ・都営地下鉄浅草線東銀座駅A8出口より徒歩2分
- ・東京メトロ日比谷線東銀座駅A2出口より徒歩2分